

# アトムプラント 株式会社

## エコアクション2.1 環境経営レポート

	承認者	作成者
発行日	2024/ 9/30 代表取締役社長 柏原 義明	2024/ 9/30 管理責任者 柏原 義明

環境経営レポートの対象期間：令和5年度（2023年5月～2024年4月）

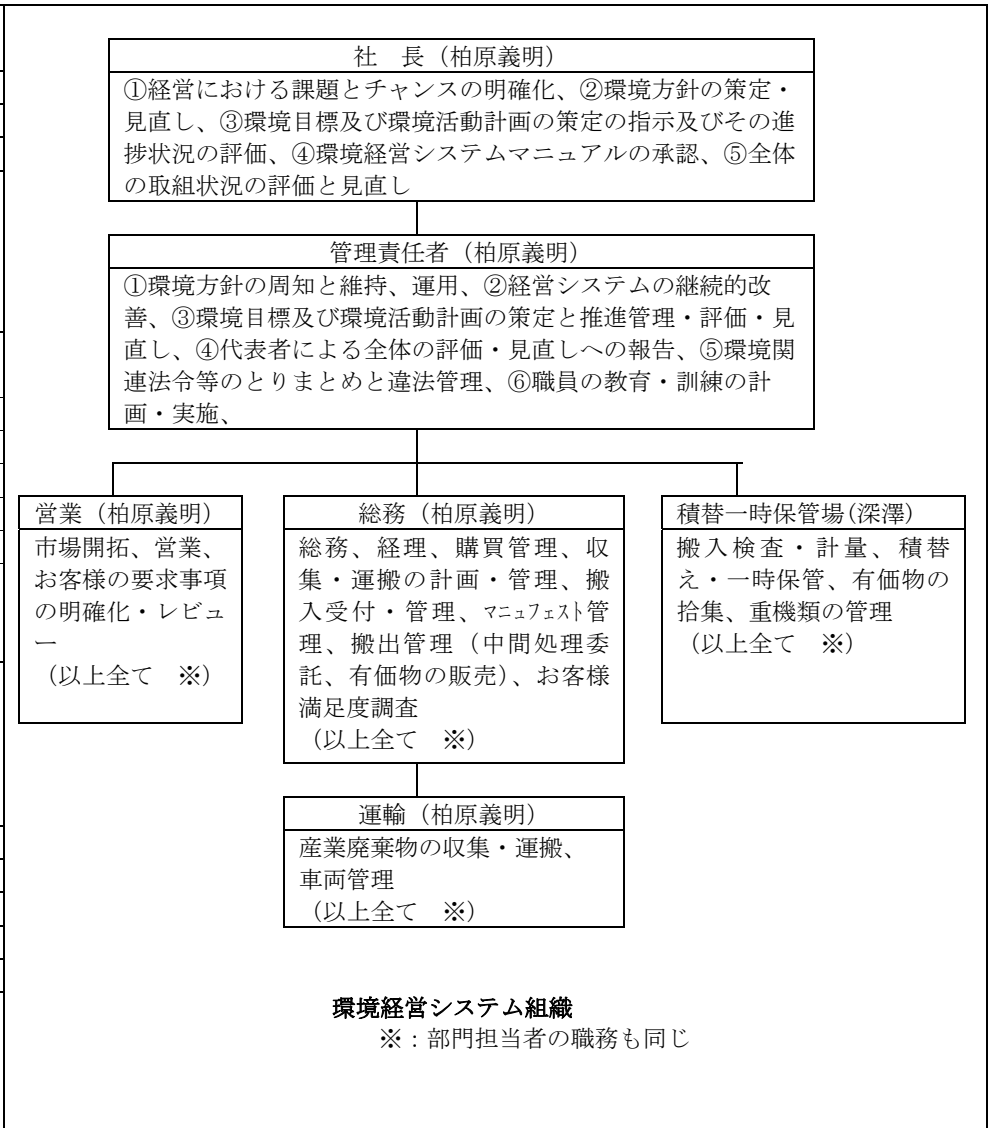
### 目 次

■計画の策定（Plan）	1
I. 組織の概要	1
II. 対象範囲（認証・登録範囲）	2～4
III. 環境経営方針	5
IV. 環境経営目標、V. 環境経営計画	6～7
■計画の実施（Do）	9～12
VI. 環境経営計画に基づき実施した取組内容（環境経営システム組織を含む）	9～12
■取組状況の確認及び評価（Check）	9～12
VII. 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価、並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画	9～12
VIII. 環境関連法規制等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、提訴等の有無	13
■全体の評価と見直し（Act）	14
IX. 社長による全体評価と見直し・指示	14

## ■計画の策定 (Plan)

### I. 組織の概要 (令和6年9月30日現在)

所在地	本社・積替保管施設 〒252-0244 神奈川県相模原市中央区田名 8489-1 営業所・駐車場 〒252-0244 神奈川県相模原市中央区田名 9610				
代表者氏名	代表取締役社長 柏原 義明				
設立日	昭和63年3月28日				
資本金	2千万円				
事業の概要 (許可・登録 状況、 環境経営システム 組織図)	産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物収集運搬業 (積替一時保管を含む/相模原市) ・産業廃棄物収集運搬業 (積替一時保管を含まない/相模原市、神奈川県、 東京都、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、静岡県、群馬県、愛知県) 環境経営システム組織図 (右図)				
事業の規模	第22期 (平成20年度)*	~	第35期 (令和3年度)*	第36期 (令和4年度)*	第37期 (令和5年度)*
収集運搬量**			26,600m <sup>3</sup>	27,560m <sup>3</sup>	27,511m <sup>3</sup>
排出運搬量***	11,505t		13,242t	13,260t	12,996t
売上高	321百万円		295百万円	319百万円	265百万円
資本金	20百万円		同左	同左	同左
職員数	22名		18.1名	同左	17.1名
敷地面積 (本社・積替一時保管場)	1,112m <sup>2</sup>		同左	同左	同左
(営業所・駐車場)	1,320m <sup>2</sup>		同左	同左	同左
* : 当社の事業年度は、5月～翌年4月					
** : 積替え・一時保管への持込及び収集運搬量+中間処理施設等への直接収集運搬量					
*** : 積替え・一時保管から中間処理施設等への搬出量 +中間処理施設等への直接収集運搬量 (m <sup>3</sup> →t換算値)					
管理責任者氏名	代表取締役社長 柏原 義明				
電話番号	042-778-6066				
FAX番号	042-778-0170				
ホームページのアドレス	Atomplant.com				
廃棄物の収集 運搬料金	廃棄物の種類、量、運搬距離等によりお見積りいたします。 お気軽にお問い合わせ下さい。 アトムプラント株式会社 営業担当 (TEL 042-778-6066、FAX 042-778-0170)				



II. 対象範囲（認証・登録範囲）

1. 対象事業所 本社・積替一時保管場及び営業所・駐車場

2. 対象活動 産業廃棄物の収集運搬

許可・登録状況（対象活動の2024年9月30日現在の許認可状況等を①～③に示す）

① 産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含む）

都道府県 及び政令都市	許可番号	初回許可 年月日	許可の有効 年月日	取扱産業廃棄物の種類（注：石綿含有産業廃棄物を含む）						
				廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず	がれき類
相模原市	09810000400	2000/04/01	2027/06/04	○ ※1	○ ※2	○	○	○ ※2	○ ※1※2	○ ※1

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

（注2）石綿含有産業廃棄物を含む旨又は水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない

【 積替一時保管場所の面積と保管上限量等 】

積替一時保管場所：相模原市田名 8489 番地 1 他 1 筆

同上敷地面積：1,077m<sup>2</sup>

保管施設：	ア	廃プラスチック類保管コンテナ(1基)	最大保管量	22m <sup>3</sup>
	イ	木くず保管コンテナ(2基)	最大保管量	22m <sup>3</sup> ×2=44m <sup>3</sup>
	ウ	金属くず保管コンテナ(1基)	最大保管量	8m <sup>3</sup>
	エ	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず保管コンテナ(1基)	最大保管量	8m <sup>3</sup>
	オ	がれき類(注) 保管コンテナ(1基)	最大保管量	8m <sup>3</sup>
	カ	上記ア～オ混合保管ピット 保管面積 98.6m <sup>2</sup>	最大保管量	119m <sup>3</sup> 保管高さ 2m
	キ	紙くず保管コンテナ(1基)	最大保管量	10m <sup>3</sup>
	ク	繊維くず保管コンテナ(1基)	最大保管量	8m <sup>3</sup>
	ケ	廃プラスチック類(※1)保管コンテナ(1基)	最大保管量	4m <sup>3</sup>
	コ	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(※1)保管コンテナ(1基)	最大保管量	4m <sup>3</sup>
	サ	がれき類(※1)保管コンテナ(1基)	最大保管量	4m <sup>3</sup>
	シ	金属くず(※2)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(※2)保管コンテナ(1基)	最大保管量	3.78m <sup>3</sup>

② 産業廃棄物収集運搬業（積替一時保管を含まない）

都道府県及び政令都市	許可番号	初回許可年月日	許可の有効年月日	取扱産業廃棄物の種類(注：石綿含有産業廃棄物を含む)																		
				燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物の糞尿	動物の死体	ばいじん	13号廃棄物
相模原市 (注1)	09810000400	2000/04/01	2027/06/04	○※3	○※2※3	○※2	○※3	○※3	○※1※2	○※2	○	○	○	○※2	○※2	○※1※2	○※3	○※1	○	○	○※3	○※2
神奈川県 (※4)	01402000400	1988/06/30	2027/06/04	○	○※2※3	○	○	○	○※1※2	○	○	○	○	○※2	○※1※2	○	○※1	○	○	○	○	○※5
東京都	1300000400	1990/01/24	2025/01/23	○※1※2	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左 ※5
埼玉県	01102000400	1991/09/17	2026/09/16		○				○※1※2	○	○	○		○	○※2	○※1※2		○※1				
千葉県 (注1)	01200000400	2009/12/03	2025/03/31		○				○※6	○	○	○			○※7	○※6		○※1		○		
山梨県 (注1、※8)	01900000400	1992/11/05	2027/11/04		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※8		○				
長野県 (注1)	2009000400	1992/06/01	2027/06/09						○	○	○	○		○	○							
静岡県	02201000400	2011/10/24	2026/10/23						○※1※2	○	○	○		○※2	○※1※2		○※1					
群馬県	01000000400	2013/03/11	2028/03/10						○※10	○	○	○		○※11	○※10		○※1					
愛知県 (※4)	02300000400	2021/10/15	2026/10/14						○※7	○	○	○		○※1	○※2		○※1					
栃木県	00900000400	2024/09/05	2029/09/04						○※1※2	○	○	○		○※2	○※1※2		○※2					
茨城県	00801000400	2024/01/26	2029/01/2						○※1※2 ※7	○	○	○		○※2 ※7	○※1※2 ※7		○※1					

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く（特記されているのは、相模原市、千葉県）。

(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨又は水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（相模原市のみ）を収集・運搬できない

※4：営業の範囲は相模原市を除く神奈川県の一部区域。

※5：コンクリート固化物に限る。

※6：石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。

※7：自動車等破砕物を除く。

※8：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。

※9：がれき類を除く。

※10：石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※11：水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。がれき類を除く。

③ 産業廃棄物収集運搬車輛等

車両：小型（2 t）ダンプ車	1 台	備品：コンテナ（BOX型）	3 m <sup>3</sup>	30 個
クレーン付き（2 t）ダンプ車	3 台	コンテナ（BOX型）	4 m <sup>3</sup>	20 個
ユニック付きダンプ車	1 台	コンテナ（BOX型）	6 m <sup>3</sup>	120 個
小型（3 t）脱着装置付きコンテナ専用車	2 台	コンテナ（アームロール型）	4 m <sup>3</sup>	30 個
（4 t）脱着装置付きコンテナ専用車	7 台	コンテナ（アームロール型）	6 m <sup>3</sup>	20 個
大型（10 t）脱着装置付きコンテナ専用車	1 台	コンテナ（アームロール型）	8 m <sup>3</sup>	120 個
合計	15 台	合計		340 個
重機：A種工作車（コマツユンボ）	1 台			
A種工作車（住友ユンボ）	1 台			
A種工作車（日立ホイールローダー）	2 台			
A種工作車（三菱クランディアフォークリフト）	1 台			
合計	5 台			

3. 対象活動のその他の認証・登録状況

東京都優良性基準適合認定 エキスパート 2-14-A0098 第5回更新・登録 有効期限 2023年4月1日から2026年3月31日

### Ⅲ. 環境経営方針

## 環 境 経 営 方 針

1. 当社は、社業である「産業廃棄物の収集運搬（積替・一時保管を含む）及び産業廃棄物の収集運搬（積替・一時保管を含まない）」が及ぼす「環境汚染の防止」、並びに「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の3つを統合した「持続可能な社会」の実現を積極的に推進するため、以下を実施する。
  - ① 経営における経営における課題とチャンスを踏まえる。
  - ② 当社「環境経営システム」に従って適切に実施する「産業廃棄物の収集運搬量を増大する」
  - ③ 産業廃棄物の収集運搬に伴い発生する「二酸化炭素量を削減する」
  - ④ 積替一時保管される産業廃棄物から拾集する「有価リサイクル可能物の比率を増加する」
  - ⑤ 産業廃棄物の収集運搬実施に際して購入する機器・物品について、「グリーン購入の拡大する」
  - ⑥ 産業廃棄物の収集運搬実施時、積替一時保管時の「環境配慮を実施する」
2. 社業である「産業廃棄物の収集運搬」を実施するに当たり関連する「環境関連法規等を遵守する」
3. 上記を1. 2. を達成するため、環境規格エコアクション21に基づき社業の「産業廃棄物の収集運搬」に係わる「環境経営システム」を開発・構築、運用・維持、記録し、チェック・見直すことにより、その有効性を継続的に改善する。

2023年 5月 1日  
アトムプラント 株式会社  
代表取締役社長 柏原 義明

Ⅲ. 環境経営目標（令和5年度～令和7年度＊）

Ⅳ. 環境経営計画（令和5年度＊）

	代表取締役社長	管理責任者
計画	2023/12/ 1 柏原 義信	2023/12/ 1 柏原 義明

＊：当社の事業年度は、5月～翌年4月

環境経営目標	基準値 (特に記述が無い場合、基準値は平成20年度実績)	令和7年度 環境経営目標 (中期目標)	令和6年度 環境経営目標 (中期目標)	令和5年度 環境経営目標	環境経営計画（令和4年度）	
					達成手段	計画責任者 /担当者
1. 産業廃棄物の収集運搬量の増大	11,505 t	基準値の50%増大 17,258 t	基準値の50%増大 17,258 t	基準値の50%増大 17,258 t	「新規お客様を月4件以上獲得」は、営業担当者が、各自の営業計画に基づき、鋭意営業することによる	営業責任者 /営業担当者
2. 収集運搬車両燃料から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量の削減 {ただし、収集運搬量で除した収集運搬の効率（燃料使用量/収集運搬量）への換算が必要}	76,576 $\frac{\text{kg}}{\text{t}}$ × (排出係数 2.58 Kg-CO <sub>2</sub> / $\frac{\text{kg}}{\text{t}}$ ) / 11,505 t =17.17 Kg-CO <sub>2</sub> /t	基準値の39%削減 10.47 Kg-CO <sub>2</sub> /t	基準値の39%削減 10.47 Kg-CO <sub>2</sub> /t	基準値の39%削減 10.47Kg-CO <sub>2</sub> /t	①運輸担当者はアイドリングストップ等のエコドライブを推進、給油時にその量と走行距離及び燃料消費削減に関して実施したこと、気のついたことを帳票「AER 22104 運転日報」に記録する ②運輸責任者は①の内容をチェック、各車輛の軽油使用量当たりの走行距離を算出、燃料消費削減状況とそれらに効果のありそうな内容について取りまとめ、全運輸担当者へ周知、実行させる ③収集運搬車の配車計画を適切に計画する	運輸責任者 /運輸担当者
3. 重機用燃料から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量の維持 {ただし、積替一時保管場への搬入量で除した積替一時保管場の効率「(燃料使用量/積替保管場への搬入量)への換算が必要}	(平成30年度実績) {軽油 28,998 $\frac{\text{kg}}{\text{t}}$ × (同排出係数 2.58 Kg-CO <sub>2</sub> / $\frac{\text{kg}}{\text{t}}$ ) + SAB2, 022 $\frac{\text{kg}}{\text{t}}$ × (同排出係数 2.52 Kg-CO <sub>2</sub> / $\frac{\text{kg}}{\text{t}}$ ) =79,909 Kg-CO <sub>2</sub> /t} / 4,494 t =17.78 Kg-CO <sub>2</sub> /t	基準値の維持 17.78 Kg-CO <sub>2</sub> /t	基準値の維持 17.78 Kg-CO <sub>2</sub> /t	基準値の維持 17.78 Kg-CO <sub>2</sub> /t	①積み替場担当者は、アイドリングストップ・空ふかしの禁止等により、重機・ユンボの燃料を削減、また、燃料消費削減に関して実施したこと、気のついたことを帳票「AER 22103 積替一致時保管場作業日報」の空欄に記載、総務責任者に報告する ②総務責任者は①の内容をチェック、必要に応じとりまとめ、効果のありそうな内容は全積み替場担当者へ周知、実行させる	積替一時保管場責任者 /総務責任者 /積替一時保管場担当者
4. 営業等車両燃料から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量の維持	(令和3年度実績並み) 3,833 $\frac{\text{kg}}{\text{t}}$ × (排出係数 2.32 Kg-CO <sub>2</sub> / $\frac{\text{kg}}{\text{t}}$ ) =8,892 Kg-CO <sub>2</sub>  丸め→9,000 Kg-CO <sub>2</sub>	基準値の維持 9,000 Kg-CO <sub>2</sub>	基準値の維持 9,000 Kg-CO <sub>2</sub>	基準値の維持 9,000 Kg-CO <sub>2</sub>	①営業・通勤に社用車を使用する者は、アイドリングストップ等のエコドライブを推進、及び計画的な営業の展開により、車の燃料を削減、また、燃料消費削減に関して実施したこと、気のついたことを総務責任者へ報告 ②営業責任者は①の内容をチェック、必要に応じとりまとめ、効果のありそうな内容は社用車使用者へ周知、実行させる	営業責任者 /営業担当者
5. 購入電力を作り出した時に排出されるCO <sub>2</sub> 排出量の維持	(令和2年度実績) 22,665Kwh × (排出係数 0.349Kg-CO <sub>2</sub> /Kwh) =7,910 Kg-CO <sub>2</sub>  注：「購入電力の排出係数 = 欄ルーク令和2年度実績調整後排出係数 0.349」	基準値の維持 7,910 Kg-CO <sub>2</sub>	基準値の維持 7,910 Kg-CO <sub>2</sub>	基準値の維持 7,910 Kg-CO <sub>2</sub>	①各担当者は冷暖房機器設定温度の適正化、事務所内が過剰に温度上昇しないように遮光する、コピー機等の節電実施、非作業時の蛍光灯の消灯等”節電に努め、これに関して実施したこと、気のついたことを総務責任者へ報告する ②総務責任者は購入電力量の削減に関して実施したこと気のついたことを必要に応じとりまとめ、効果のありそうな内容は全社員へ周知、実行させる	総務責任者 /その他全社員

<b>6. 産業廃棄物中のリサイクル率の維持</b> リサイクル率 ＝拾集された有価物量／積替一時保管場に搬入された廃棄物量	130 t / 4,705=2.5% (平成 26 年度実績) 152 t / 4,458=3.4% (平成 27 年度実績) 176 t / 4,193=4.2% (平成 28 年度実績) 上記 3 年度の平均 ＝3.5%	基準値の維持  3.5%	基準値の維持  3.5%	<b>基準値の維持</b>  <b>3.5%</b>	・積替一時保管場責任者は有価物の拾集作業の完全実施を作業員へ指導、実施させ (OJT)、出来なかった場合は帳票「AER 22103 積替一時保管場作業日報」にその旨記録するとともに、その改善案を検討、効果のありそうな対策を作業員へ指示、指導、実行させる	積替一時保管場責任者 ／積替一時保管場担当者
<b>7. グリーン購入品目の拡大</b>	<b>グリーン購入品目数 = 5</b> (コピー用紙、マニファエクト印刷機器のカーボン、フラットファイル、封筒、クリップボード) (平成 23 年度実績)	品目数の 8 個増加  計 13 品目	品目数の 8 個増加  計 13 品目	<b>品目数の 8 個増加</b>  <b>計 13 品目</b>	①総務部の購買担当者は、事務所のコピー機等機器の購入 (リースを含む)、文房具等の購入に際して可能な限り、エコマーク製品 (再生紙など)、製造にあたっての環境配慮品、カーボンオフセット製品などを選定、グリーン購入を実施し、そのグリーン購入した品目数を計数・管理する ②総務部責任者は、全ての購入に際して、グリーン購入製品を十分選定したか否かをチェックする。それらが十分でないとは判断された場合は、総務部の購買担当者へ指導、グリーン購入に努めさせる	総務責任者 ／総務担当者
<b>8. お客様満度の向上</b> 「a 納期、b 技術、c 対応、d 管理」の[満足～やや満足]の割合」	<b>お客様満足度</b> a 納期 93% b 技術 95% c 対応 90% d 管理 97%	お客様満足度 a 納期 97%以上 b 技術 97%以上 c 対応 97%以上 d 管理 97%以上	お客様満足度 a 納期 97%以上 b 技術 97%以上 c 対応 97%以上 d 管理 97%以上	<b>お客様満足度</b> a 納期 97%以上 b 技術 97%以上 c 対応 97%以上 d 管理 97%以上	・当社の環境経営システム (以下 EMS) を適切に運用・実行する	総務責任者 ／総務担当者
<b>9. 産業廃棄物の収集運搬時の環境保全の推進</b>	①収集積込完了時の清掃の 100%実施 ②収集運搬時のゴミ類の落下・飛散防止の実施	①、②の 100%実施	①、②の 100%実施	<b>①、②の 100%実施</b>	①収集積込完了時の清掃の実施 ②収集運搬時にゴミ類の落下・飛散防止の為ビニールシートで覆いそのビニールシートをロープ・ゴムひも等で完全に縛ることの実施	運輸責任者 ／運輸担当
<b>10. 積替一時保管中の環境保全の推進</b>	達成手段に示した環境保全①～④100%実施	①～④の 100%実施	①～④の 100%実施	<b>①～④の 100%実施</b>	①積替 (分別・一時保管) 中の散水による粉塵防止 (適時実施) ②搬入・搬出車両のタイヤ洗浄 (100%実施) ③積替一時保管場前面道路側溝集合マスの定期的チェック (1 回 / 月以上) 及び洗浄 (必要時、適時) ④周辺環境のチェック (強風時、野草の繁茂時等随時)	積替場一時保管責任者 ／積替一時保管場担当者
<b>11. 収集運搬車の燃費の維持</b>	各車種の平均燃費 (平成 26 年度実績 ただし、10 t 大型脱着装置付コンテナ専用車は令和元年度下期実績、ダンプキャブオーバー車は令和 4 年度実績。) ・小型 (2 t) ダンプ車 ＝7.28 km / ㍲㍻ ・クレーン付 (2 t) ダンプ車 ＝3.47km / ㍲㍻	基準値の維持  7.28 km / ㍲㍻  3.47km / ㍲㍻	基準値の維持  7.28 km / ㍲㍻  3.47km / ㍲㍻	<b>基準値の維持</b>  <b>7.28 km / ㍲㍻</b>  <b>3.47km / ㍲㍻</b>	①運輸担当者はアイドリングストップ等のエコドライブを推進、給油時にその量と走行距離及び燃料消費削減に関して実施したこと、気のついたことを帳票「AER 22104 運転日報」に記録する ②運輸責任者は①の内容をチェック、各車輛の燃費 (走行距離 : km / ㍲㍻) を算出するとともに、燃費向上に効果のありそうな内容があれば取りまとめ、各運輸担当者へ周知、実行させる	運輸責任者 ／運輸担当者



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型(3 t)脱着装置付コンテナ専用車=6.87 km/トッ</li> <li>・4 t脱着装置付コンテナ専用車=4.87 km/トッ</li> <li>・10 t大型脱着装置付コンテナ専用車=2.15 km/トッ</li> <li>・ダンプキャブオーバー車=6.83km/トッ</li> </ul>	6.87 km/トッ	6.87 km/トッ	6.87 km/トッ		
		4.87 km/トッ	4.87 km/トッ	4.87 km/トッ		
		2.15 km/トッ	2.15 km/トッ	2.15 km/トッ		
		6.83 km/トッ	6.83 km/トッ	6.83 km/トッ		
12. 総排水量(地下水使用量)の維持	地下水使用量 300 m <sup>3</sup> (平成 30 年度実績) いずれも公共用水域への排水は無し	基準値の維持 地下水使用量 300 m <sup>3</sup>	基準値の維持 地下水使用量 300 m <sup>3</sup>	基準値の維持 地下水使用量 300 m <sup>3</sup>	・地下水は、主として積替一時保管場の防塵のための散水、産業廃棄物の搬入・搬出運搬車のタイヤ洗浄のため使用される。これらの過剰な使用禁止を積替一時保管場担当者へ周知、徹底させる	積替一時保管場責任者 /積替一時保管場担当者
一. 化学物質使用量	化学物質 (PRTR 制度対象物質) は、一切使用していません。	—	—	—	—	—

■計画の実施 (Do)

VI. 環境経営計画に基づき実施した取組内容 令和5年度 (2023年5月～2024年4月)

■取組状況の確認及び評価 (Check)

VII. 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価 令和5年度 (2023年5月～2024年4月)、  
次年度の環境経営目標及び環境経営計画 令和6年度 (2024年5月～2025年4月)

	管理責任者	部門責任者
環境経営目標の計画	2023/12/ 1 柏原 義信	2023/12/ 1 柏原、深沢
環境経営計画に基づき実施した取組内容、環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価、次年度の環境経営目標及び環境経営計画	2024/9/30 柏原 義明	2024/9/30 柏原、深沢

VII. 環境経営目標の実績								VII. 環境経営計画に基づき実施した取組内容 VII-1. 環境経営計画の取組結果とその評価	VII-2. 次年度の環境経営目標及び環境経営計画
環境経営目標	計画責任者／担当者	単位	基準値 (記述が無い場合、基準値は平成20年度実績)	令和5年度環境目標	令和5年度実績	達成度 (実績／目標値)	達成の判定 目標値が基準値より増の場合: × 達成度 1 ≤ ○ 目標値が基準値より減の場合: ○ ≤ 達成度 1 < ×		
1. 産業廃棄物の収集運搬量の増大  備考 (環境活動計画／目的の達成手段) “新規お客様を月4件以上獲得”	営業責任者／営業担当者	t	11,505	17,258 基準値の50%増加	12,996	12,996 ／17,258 = 0.75	×	「産業廃棄物の収集運搬量」は12,996 tと目標値17,258 tを約25%下回り、目標を達成出来なかった。 ただし、一昨年度実績13,242 t、昨年度実績13,260 tと比較するとそれぞれ約2%減とほぼ維持しており、一昨年度来全世界を襲った新型コロナウイルスの大蔓延に伴う建設業界の大不況の影響下では相当の成果といえ、「環境経営計画＝目標の達成手段」“新規お客様を月4件以上獲得”の実績が、月平均で4.8件/月(58件/年間)と目標の月4件(48件/年間)を約21%上回り、これまでの最大であった昨年度の4.7件/月(58件/年間)をも上回った取組の成果と評価される。	今年度実績を踏まえ、目標を本年度と同じ「基準値の50%増加(17,258 t)」とする。 このため、「環境経営計画＝目標の達成手段」の“新規お客様を月4件以上獲得”を誠意実施し営業に努め、目標達成を目指す。
2. 収集運搬車両燃料から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量の削減  [ただし、CO <sub>2</sub> 排出量を収集運搬量で除した収集運搬の効率への換算が必要]	運輸責任者／運輸担当者	Kg-CO <sub>2</sub> /t	17.17	10.47 基準値の39%削減	12.15	12.15 ／10.47 = 1.16	×	収集運搬車両燃料から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量は、12.15 Kg-CO <sub>2</sub> /tと目標値10.47 Kg-CO <sub>2</sub> /tを約16%上回り目標を達成出来なかった。 しかし、目標値10.47 Kg-CO <sub>2</sub> /tは一昨年度からの目標基準値の39%削減という高い目標であり、今年度の実績12.15 Kg-CO <sub>2</sub> /tは平成20年度実績の基準値17.17 Kg-CO <sub>2</sub> /tから見ると約29%の削減にあたる。一方、一昨年度来全世界を襲った新型コロナウイルスの大蔓延に伴う建設業界の大不況の影響により、一昨年度、昨年度に引き続き収集運搬量の減少が続いていることから収集運搬作業の効率低下も考えられる。 したがって、「環境活動計画＝目標の達成手段」“④運輸担当者はアイドリングストップ等のエコドライブを推進、給油時にその量と走行距離及び燃料消費削減に関して実施したこと、気のついたことを帳票「AER 22104 運転日報」に記録する、②運輸責任者は①の内容をチェック、各車両の軽油使用量当たりの走行距離を算出、燃料消費削減状況とそれらに効果のありそうな内容について取りまとめ、全運輸担当者へ周知、実行させる、③収集運搬車の配車計画を適切に計画する”は例年どうり実施され、それなりの成果(平成20年度実績の基準値17.17 Kg-CO <sub>2</sub> /tから見ると約29%の削減)があったと評価される。	一昨年度からの実績を踏まえ、目標値を今年度と同じ基準値の39%削減の10.47 Kg-CO <sub>2</sub> /tの維持とする。 このための「環境経営計画＝目標の達成手段」は今年度と同じ備考欄の①～③とし、さらに徹底実施に努め、目標達成を目指す。
備考 (環境活動計画／目的の達成手段) ①運輸担当者はアイドリングストップ等のエコドライブを推進、給油時にその量と走行距離及び燃料消費削減に関して実施したこと、気のついたことを帳票「AER 22104 運転日報」に記録する ②運輸責任者は①の内容をチェック、各車両の軽油使用量当たりの走行距離を算出、燃料消費削減状況とそれらに効果のありそうな内容について取りまとめ、全運輸担当者へ周知、実行させる ③収集運搬車の配車計画を適切に計画する									

3. 重機用燃料から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量の維持 ただし、CO <sub>2</sub> 排出量を積替一時保管場への産業廃棄物の搬入量で除した効率への換算が必要)	積替一時保管場責任者 総務責任者 ／積替一時保管場担当者	Kg-CO <sub>2</sub> /t	17.78	17.78	18.10	18.11 ／17.78 = 1.02	×	重機用燃料から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量実績 18.11Kg-CO <sub>2</sub> /tと基準値(平成30年度実績 17.78 Kg-CO <sub>2</sub> /t)を約2%上回り、目標未達成。 約2%とはいえ基準値の維持の目標を達成できなかったのは、現場で使用する重機の1台が丁度本年度初当に買換え・納車となり(正確には本年度の半月前 2023/4/17 にカクンボ→住友ユンボ)、その影響によりCO <sub>2</sub> 排出量実績が若干増加したと考えられる。買換えられた住友ユンボは、同時に廃車とたカトウユンボと比較して低排出ガス排出、かつ低騒音・低振動仕様車であり、これらのためCO <sub>2</sub> 排出量が増加したものと推察される。	重機類の更新、買換え並びに今年度の実績及びその環境活動計画の取組結果とその評価を踏まえ、来年度目標は、今年度実績 18.11 Kg-CO <sub>2</sub> /tを基準値とし、その基準値の維持を目標とする。 このため、「環境経営計画=目標の達成手段①、②を来年度も誠意実施し、目標達成を目指す。
	燃料使用量①(軽油) 排出係数①(〃) CO <sub>2</sub> 排出量①(〃) 燃料使用量②(SAB) 排出係数②(〃) CO <sub>2</sub> 排出量②(〃) 燃料使用量③(GTL) 排出係数③(〃) CO <sub>2</sub> 排出量③(〃) CO <sub>2</sub> 排出量①~③) 積替一時保管場への産業廃棄物の搬入量 効率	$\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub> / $\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub> $\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub> / $\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub> Kg-CO <sub>2</sub> / $\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub> Kg-CO <sub>2</sub> t Kg-CO <sub>2</sub> /t	28,998 2.58 74,814 2,022 2.52 5,095 $\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub> / $\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub> Kg-CO <sub>2</sub> 79,909 4,494 17.78	28,998 2.58 74,814 2,022 2.52 5,095 $\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub> / $\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub> Kg-CO <sub>2</sub> 79,909 4,494 17.78	33,791 2.58 87,181	87,181 4,813 18.11			
備考(環境活動計画/目的の達成手段) ①積み替場担当者は、アイドリングストップ・空ふかしの禁止等により、重機・ユンボの燃料を削減、また、燃料消費削減に関して実施したこと、気のついたことを帳票「AER 22103 積替一致時保管場作業日報」の空欄に記載、総務責任者に報告する ②総務責任者は①の内容をチェック、必要に応じとりまとめ、効果のありそうな内容は全積み替場担当者へ周知、実行させる									
4. 営業等車両燃料(ガソリン)から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量の削減	営業責任者 ／営業担当者	Kg-CO <sub>2</sub>	9,000	9,000	8,359	8,359 /9,000 = 0.93	○	営業等車両燃料から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量実績は、8,359 Kg-CO <sub>2</sub> と基準値(令和3年度実績並の 9,000 Kg-CO <sub>2</sub> )を約7%下回り、目標を達成。 これは、「環境活動計画=目標の達成手段」“アイドリングストップ等のエコドライブ”及び“計画的な営業の展開”を、例年以上熱心に実施した取組成果と評価される。	今年度の実績及びその環境活動計画の取組結果を踏まえ、来年度は「今年度と同じ令和3年度実績並みの9,000 Kg-CO <sub>2</sub> (以下、基準値)とし、この基準値維持を目標」とする。 このため、「環境経営計画=目標の達成手段」は今年度と同じとし、さらに徹底実施に努め、目標達成を目指す。
	営業等車両燃料 使用量 排出係数 CO <sub>2</sub> 排出量	$\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub> / $\frac{kg}{t}$ Kg-CO <sub>2</sub>	3,833 2.32 8,892	3,833 2.32 8,892	3,603 2.32 8,359				
備考(環境活動計画/目的の達成手段) ①営業・通勤に社用車を使用する者は、アイドリングストップ等のエコドライブを推進、及び計画的な営業の展開により、車の燃料を削減、また、燃料消費削減に関して実施したこと、気のついたことを総務責任者へ報告 ②営業責任者は①の内容をチェック、必要に応じとりまとめ、効果のありそうな内容は社用車使用者へ周知、実行させる積み替場担当者は、アイドリングストップ・空ふかしの禁止等により、重機・ユンボの燃料を削減、また、燃料消費削減に関して実施したこと、気のついたことを帳票「AER 22103 積替一致時保管場作業日報」の空欄に記載、総務責任者に報告する									
5. 購入電力から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量の維持	総務責任者 ／全社員	Kg-CO <sub>2</sub>	7,910	7,910	7,062	7,062 ／7,910 = 0.89	○	購入電力量実績が基準値(令和2年度実績 7,910 kg-CO <sub>2</sub> )を約11%下回る 7,062 kg-CO <sub>2</sub> と基準値維持の目標を達成した。 目標を達成出来たのは、電力1(主として本社屋の汲み上げポンプ、エアコン、ポット、コピー機などの電力として使用される)及び電力3(営業所及び駐車場の夜間等の照明の電力として使用される)の低下による(電力1:基準年度の令和2年度 3,769 kg-CO <sub>2</sub> →令和5年度 3,296 kg-CO <sub>2</sub> と約13%低下、電力3:基準年度の令和2年度 2,979 kg-CO <sub>2</sub> →令和5年度 2,577 kg-CO <sub>2</sub> と約13%低下)。一方、電力2(積換場・一時保管場の夜間等の照明電力として使用される)(基準年度の令和2年度 1,190 kg-CO <sub>2</sub> →令和5年度 1,163 kg-CO <sub>2</sub> )と約2%低下にすぎない。	今年度の実績及びその環境活動計画の取組結果とその評価を踏まえ、来年度目標は当初計画通り、「7,910 Kg-CO <sub>2</sub> の基準値維持」とする。 このため、「環境経営計画=目標の達成手段」の①、②は今年度と同じとし、さらに徹底実施に努め目標達成を目指す。
	購入電力量 排出係数 CO <sub>2</sub> 排出量	Kwh kg-CO <sub>2</sub> /Kwh kg-CO <sub>2</sub>	22,665 0.349 7,910	22,665 0.349 7,910	20,235 0.349 7,062				
備考(環境活動計画/目的の達成手段) ①各担当者は冷暖房機器設定温度の適正化、事務所内が過剰に温度上昇しないように遮光する、コピー機等の節電実施、非作業時の蛍光灯の消灯等”節電に努め、これに関して実施したこと、気のついたことを総務責任者へ報告する ②総務責任者は購入電力量の削減に関して実施したこと、気のついたことを必要に応じとりまとめ、効果のありそうな内容は全社員へ周知、実行させる 注:「購入電力の排出係数=関ルーク 令和2年度実績調整後排出係数 0.349)									

6. 産業廃棄物中のリサイクル率の維持	積替一時保管場責任者 ／積替一時保管場担当者	%	3.5 3ヶ年度の 平均値	3.5 基準値の 維持	3.9	3.9/3.5 = 1.11	×	リサイクル率の実績は3.9%で、基準値(3.5%)維持の目標を約11%上回り、目標達成。 昨年度は実績3.0%で3.5%維持の目標を約14%下回り目標未達成だったのだから、その差実に約0.9%の増加、素晴らしい成果であった。特に、金属類の増加(昨年度100t→今年度129t)が著しく、月別では8、9月が20t前後と多かった。ただし、いずれにしても「環境活動計画＝目標の達成手段」“積替一時保管場責任者は有価物の拾集作業の完全実施を作業員へ指導、実施させ(OJT)、出来なかった場合は帳票「AER 22103 積替一時保管場作業日報」にその旨記録するとともに、その改善案を検討、効果のありそうな対策を作業員へ指示、指導、実行させる”を例年にもまして実施した努力の成果と評価される。	今年度及び近年の実績を踏まえ来年度は、当初計画通り「基準値(H26～28年度の平均値)3.5%維持」を目標とする。 このため、「環境経営計画＝目標の達成手段」は今年度と同じとし、さらに徹底実施に努め目標達成を目指す。
	(H26年度) /令和4年度	a 収集された有価物 b 積替一時保管場に搬入された産業廃棄物量 リサイクル率=a/b	t t %	130 4,705 2.8	190 4,813 3.9				
	(H27年度)	a 収集された有価物 b 積替一時保管場に搬入された産業廃棄物量 リサイクル率=a/b	t t %	152 4,458 3.4					
	(H28年度)	a 収集された有価物 b 積替一時保管場に搬入された産業廃棄物量 リサイクル率=a/b	t t %	176 4,193 4.2					
備考(環境活動計画/目的の達成手段) ・積替一時保管場責任者は有価物の拾集作業の完全実施を作業員へ指導、実施させ(OJT)、出来なかった場合は帳票「AER 22103 積替一時保管場作業日報」にその旨記録するとともに、その改善案を検討、効果のありそうな対策を作業員へ指示、指導、実行させる									
7. グリーン購入品目数の増大	総務責任者 ／総務担当者	グリーン購入品目数	5	13 品目数の 8個増加	14	14/13 = 1.08	○	今年度のグリーン購入品目数は昨年度と同じ14品目と目標値(基準値5品目+8品目=13品目)を達成出来たのは、「環境活動計画＝目標の達成手段」“①総務部の購買担当者は、事務所のコピー機等機器の購入(リースを含む)、文房具等の購入に際して可能な限り、エコマーク製品(再生紙など)、製造にあたっての環境配慮品、カーボンオフセット製品などを選定、グリーン購入を実施し、そのグリーン購入した品目数を計数・管理する、②総務部責任者は、全ての購入に際して、グリーン購入製品を十分選定したか否かをチェックする。それらが十分でない判断された場合は、総務部の購買担当者へ指導、グリーン購入に努めさせる・積替一時保管場責任者は有価物の拾集作業の完全実施を作業員へ指導、実施させる。(出来なかった場合は帳票「AER 22103 積替一時保管場作業日報」にその旨記録するとともに、その改善案を検討、効果のありそうな対策を作業員へ指示、指導、実行させる”を積極的に推進した取組成果と評価される。	今年度の実績を踏まえ来年度は、当初計画通り「グリーン購入品目数を、今年度と同じ基準値5+8増加=13」とする。このため、「環境経営計画＝目標の達成手段」は今年度と同じとし、目標達成を目指す。
	グリーン購入の品目数 (平成23年度実績)	品目数	5 ①コピー用紙、②マニファスト印刷機器のカーボン、③フラットワイヤ、④封筒、⑤クリップボード	14 ①フラットワイヤ、②カーボンペーパー、③スティックのり、④ダブクリップボード、⑤連続シヤチハタ肉、⑥リング式ワイヤ用ボックス、⑦コミックスクリップワイヤ、⑧カッターナイフ本体、⑨トイお掃除シート、⑩マルチブリック用紙、⑪壁掛けカレンダー、⑫交換式クリップブック、⑬エアークッション非帯電性タイプ、⑭ペンダーMP					
備考(環境活動計画/目的の達成手段) ①総務部の購買担当者は、事務所のコピー機等機器の購入(リースを含む)、文房具等の購入に際して可能な限りエコマーク製品(再生紙など)、製造にあたっての環境配慮品、カーボンオフセット製品などを選定、グリーン購入を実施し、そのグリーン購入した品目数を計数・管理する ②総務部責任者は、全ての購入に際して、グリーン購入製品を十分選定したか否かをチェックする。それらが十分でない判断された場合は、総務部の購買担当者へ指導、グリーン購入に努めさせる・積替一時保管場責任者は有価物の拾集作業の完全実施を作業員へ指導、実施させる。(出来なかった場合は帳票「AER 22103 積替一時保管場作業日報」にその旨記録するとともに、その改善案を検討、効果のありそうな対策を作業員へ指示、指導、実行させる									
8. お客様満足度の向上	総務責任者 ／総務担当者	お客様満足度 =[満足～やや満足]の割合	90～96	97以上				お客様満足度は、各項目とも目標である(お客様満足度=[満足～やや満足]の割合)97%以上を達成出来た。 目標を達成できたのは、「環境活動計画＝目標の達成手段」“環境経営システム(EMS)を適切に運用・実行する”を適切に推進した取組成果と評価される。	今年度の実績を踏まえ、来年度も当初計画通り、「各項目のお客様満足97%以上」を目標とする。 このための「環境経営計画＝目標の達成手段」は今年度と同じ、その適切推進により今年度同様、目標達成を目指す。
	a 納期	%	93	97以上	95/96×100 =99	99/97 = 1.02	○		
	b 技術	%	95	97以上	93/96×100 =97	97/97 = 1.00	○		
	c 対応	%	90	97以上	96/96×100 =100	100/97 = 1.03	○		
d 管理	%	96	97以上	94/96×100 =98	98/97 = 1.01	○			
備考(環境活動計画/目的の達成手段) ・当社の環境経営システム(以下EMS)を適切に運用・実行する									
9. 収集運搬時の環境保全の推進/備考欄の100%実施	運輸責任者 ／運輸担当者	%	100	100	100	100/100 = 1.00	○	「環境活動計画＝目標の達成手段」①、②を100%実施していることが「AER 22104 運転日報」で確認され、目標が達成されたのは、有効な環境活動計画、取組成果と評価される。	来年度も当初計画通り今年度と同様の目標とし、「環境活動計画＝目標の達成手段」①、②の完全実施に努め、目標達成を目指す。
	備考(環境活動計画/目的の達成手段) ①収集積込完了時の清掃の実施 ②収集運搬時にゴミ類の落下・飛散防止の為にビニールシートで覆いそのビニールシートをロープ・ゴムひも等で完全に縛ることの実施								
10. 積替一時保管中の環境保全の推進/備考欄の100%実施	積替一時保管場責任者 ／積替一時保管場担当者	%	100	100	100	100/100 = 1.00	○	「環境活動計画＝目標の達成手段」①、②を100%実施していることが「AER 22103 積替一時保管場日報」で確認され、目標が達成されたのは、有効な環境活動計画と評価される。	来年度も当初計画通り今年度と同様の目標とし、「環境活動計画＝目標の達成手段」①～④の完全実施に努め、目標達成を目指す。
	備考(環境活動計画/目的の達成手段) ・当社の環境経営システム(以下EMS)を適切に運用・実行する								

備考（環境活動計画／目的の達成手段）							
①積替一時保管中の散水による粉塵防止（適時実施）							
②搬入・搬出車両のタイヤ洗浄（100%実施）							
③積替一時保管場前面道路側溝集合マスの定期的チェック（1回／月以上）及び洗浄（必要時、適時）							
④周辺環境のチェック（強風時、野草の繁茂時等随時）							
11. 収集運搬車の燃費向上	運輸責任者／運輸担当者	単位	平成 26 年度実績	基準値の維持	令和 5 年度実績		
	小型（2 t）ダンプ車（1台）	Km/ℓ	7.28	7.28	9,992km/ℓ 1,273.57 ℓ =7.85km/ℓ	7.85/7.28 =1.08	○
	クレーン付き（2 t）ダンプ車（3台）	Km/ℓ	3.47	3.47	84,127km/ℓ 18,696.24 ℓ =4.34km/ℓ	4.34/3.47 =1.25	○
	小型（3 t）脱着装置付コンテナ専用車（2台）	Km/ℓ	6.87	6.87	30,486km/ℓ 8,881.12 ℓ =6.96km/ℓ	6.96/6.87 =1.01	○
	4 t 脱着装置付コンテナ専用車（6台）	Km/ℓ	4.87	4.87	84,637km/ℓ 18,242.61 ℓ =4.64km/ℓ	4.64/4.87 =0.95	×
	10 t 脱着装置付コンテナ専用車（1台）	Km/ℓ	2.15 （平成 29 年度下期実績）	2.15	39,182km/ℓ 14,178.20 ℓ =2.76km/ℓ	2.76/2.15 =1.28	○
	ダンプキャブオーバー車（1台）	Km/ℓ	6.83 （令和 4 年度実績）	6.83	2,972km/ℓ 431.23 ℓ =6.89km/ℓ	6.89/6.83 =1.01	○
備考（活動計画／達成手段）							
①運輸担当者はアイドリングストップ等のエコドライブを推進、給油時にその量と走行距離及び燃料消費削減に関して実施したこと、気のついたことを運転日報に記録							
②運輸責任者は①の内容をチェック、各車両及び各車両及び各車種別の燃費（走行距離 km/燃料使用量ℓ）を算出、とれらに効果のありそうな内容について取りまとめ、各運輸担当者へ周知、実行させる							
12. 地下水使用量の維持	積替一時保管場責任者／積替一時保管場担当者	m <sup>3</sup>	300 平成 30 年度実績	300	300 >	300 > / 300 > = 1.00 >	○
			公共用水域への排水は無し				
備考（活動計画／達成手段）							
・地下水は、主として積替一時保管場の防塵のための散水、産業廃棄物の搬入・搬出運搬車のタイヤ洗浄のため使用される。これらの過剰な使用禁止を積替一時保管場担当者へ周知、徹底させる							
<p>令和 5 年度の地下水汲み上げ量は、300 m<sup>3</sup>より少ないと推察される、その根拠は以下のとおりである。</p> <p>地下水の汲み上げ、他に使用する電力購入量（電力 1）は、平成 30 年度 17,175Kwh、令和元年度 12,436 Kwh、令和 2 年度 12,436 Kwh、令和 3 年度 10,270 Kwh、令和 4 年度 11,014Kwh、そして令和 5 年度 9,443 Kwh と推移している。その中で、基準値とした平成 30 年度は汲み上げポンプが不調で、過剰汲み上げがあったことが判明している。この平成 30 年度以外の年度は、概ね 12,000 ～10,000Kwh ほどとなっており、更に今年度令和 5 年度は 9,443 Kwh と過去最低となっている。また、電力 1 のうち、地下水の汲み上げ以外に使用され、占める割合が多いと推測されるエアコンは近年の夏季の暑さ、冬季の寒さ対策のため令和元年に設備が増加（1台→2台）しており、その電力使用量は更に増加していると考えられる。これらから地下水汲み上げ量＝地下水使用量は、300 m<sup>3</sup>より少ないと推察される。</p> <p>これは、右欄備考欄に示した（環境活動計画＝目標の達成手段）に努めた取組成果と評価される。</p>							
<p>今年度の実績及びその環境活動計画の取組結果とその評価を踏まえ、来年度の地下水使用量の目標は当初計画どおり基準値 300 m<sup>3</sup>の維持とし、今年度同様の達成手段に努め、目標達成を目指す。</p>							

## Ⅷ. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、提訴等の有無

令和5年度（2023年5月1日～2024年4月30日）について、下表に示す環境関連法規等について全て順守しており、また、違反、提訴等は一切ありません。

表 順守した環境関連法規等の名称

No	区分	法規制名称	順守する対象者、施設、物質、調査項目等		
1	大気	大気汚染防止法	・自動車排出ガス（一酸化炭素、炭化水素、Pb、NOx、粒子状物質）		
		道路運送車両法*	・自動車所有者		
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法	・車種規制 (規制対象地：東京都、神奈川県など1都1府6県の大部分の都市、相模原市該当、規制対象車：普通トラック小型トラック、大型バス、マイクロバス、特殊自動車、ディーゼル乗用車の新車が対象)		
		特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律	・特定特殊自動車の使用者		
3	騒音・振動	騒音規制法	・既に運行に供している自動車（加速走行、定常走行、近接排気騒音）		
4	水質	浄化槽法	・浄化槽によるし尿処理等（の義務） ・浄化槽管理者		
7	廃棄物リサイクル	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第一章 総則 第三条 第五条	・事業者の責務 ・土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者） ・建物の占有者		
		第三章 産業廃棄物の処理 第十一条 第十二条	・事業者の責務 ・事業者の処理 [産業廃棄物]／法律による6種①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック、及び政令による13種①紙くず、②木くず、③繊維くず、④動植物性残さ、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧鋳さい、⑨コンクリートの破片等、⑩動物のふん尿、⑪動物の死体、⑫ばいじん（以上①～⑫では対象とする業種等を限定）、⑬以上18種の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これら廃棄物に該当しないもの		
		第十二条の三 第十二条の四	・産業廃棄物の管理票（マニフェスト） ・虚偽の管理票（マニフェスト）の交付等の禁止		
		第十四条 第十四条の二 第十四条の三の三	・産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者） ・産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者）変更の許可等 ・産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者）名義貸しの禁止		
		第十五条 第十五条の二の三 第十五条の二の六	・産業廃棄物処理施設 ・維持管理 ・変更の許可等		
		第四章 雑則 第十六条 第十六条の二 第十六条の三 第十八条	・投棄禁止 ・焼却禁止 ・指定有害廃棄物の処理の禁止 ・報告の徴収		
		相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・事業者の責務 ・占有者等（土地又は建物の占有者、占有者がいない場合は管理者） ・産業廃棄物収集運搬業等（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別産業廃棄物収集運搬業若しくは特別産業廃棄物処分業） 許可申請手数料		
		循環型社会形成推進基本法	・事業者の責務		
		使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)	・自動車の所有者の責務 ・自動車所有者		
		特定家庭用機器再商品化法	・消費者		
		国等による環境物品等の調達の推進に関する法律	・事業者及び国民の責務		
		建設廃棄物処理指針	・処理事業者≪管理・責務≫		
		9	化学物質・危険物	相模原市火災予防条例	・下記に示す指定可燃物等のうち綿花類等 (綿花類 200kg、木毛及びびかんなくず 400kg、ぼろ及び紙くず 400kg、糸類 1000kg、わら類 1000kg、再生資源燃料 1000kg、可燃性個体類 3000kg 石炭・木炭類 10000kg、木材加工品及び木くず 10m <sup>3</sup> 、合成樹脂類 発砲させたもの 20m <sup>3</sup> 、その他のもの 3000kg)

Ⅸ. 社長による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果（令和5年度：2023年5月～2024年4月）

実施日	2023年12月1日		
出席者	代表取締役社長兼管理責任者 柏原義明、深澤、久々津		
検討有無	検討の項目名	提出資料名等	作成者
○	① 環境経営目標の達成状況、環境活動計画の実施及び運用結果	・「AER 22102 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価、次年度の環境経営目標及び環境経営計画（令和5度）、2024/9/30」	環境管理責任者
○	② 環境関連法規等の遵守状況	・「AER 21051 環境関連法規等の遵守評価結果（令和5年度）上期 2023/11/1、下期 2024/8/15」	同上
○	③ 外部からの環境に関する苦情や要望等	・「AER 22091 クレームを含む外部情報及び処置記録、（2023/10/30、2024/1/30、2024/2/6）の2件	同上
○	④ 是正処置・予防処置の実施結果	・対象期間（令和5年度：2022年5月～2023年4月）内には、是正処置・予防処置の対象となる「不適合あるいは潜在的不適合」は一切なかった。したがって、「是正処置・予防処置の実施結果」は無し。	同上
○	⑤ 外部監査（審査）結果	・「エコアクション21 第7回更新審査報告書、書類審査実施日 2024/2/23、現地審査実施日 2024/3/13	同上
○	⑥ 環境経営システムの改善状況	<p>・「エコアクション21 第7回更新審査、書類審査実施日 2024/2/23」における指摘に対処し、環境経営システムを以下のとおり修正、改善した（以下の○付番号は書類の番号、“”内は指摘内容）。</p> <p>① 環境経営レポート</p> <p>・“1. 組織の概要 2. ②産業廃棄物収集運搬業（積換一時保管を含まない）の「相模原市」の許可有効期限が「2022/6/4」と有効期限切れとなっております、更新をお願いします。ウェブサイトサイトも同様でした。ウェブサイトの許可書コピーは最新版となっていました。”</p> <p>→ご指摘の通りウェブサイトの許可証コピーが最新版です。「環境経営レポート」及びのウェブサイトの組織の概要 2. ②産業廃棄物収集運搬業（積替一時保管を含まない）の「相模原市」の許可有効期間をウェブサイトの許可証コピーと同様の 2027/6/4 と修正した。</p> <p>② 環境経営目標（要求事項6）</p> <p>・“5. 購入電力の削減の基準値の欄に排出係数：0.349 と記載されていますが、排出係数の根拠を明確にするために、目標表の欄外に、「購入電力の排出係数：(株)ルーク令和2年度実績調整後排出係数 0.349」と明記することを希望します。電力購入先を公開することが難しければ、記載する必要はありません。”</p> <p>→目標表の欄外に、「購入電力の排出係数＝(株)ルーク令和2年度実績調整後排出係数 0.349」と明記しました。</p> <p>・“一部の目標の基準値（収集運搬量など）が平成20年（2008年）で、すでに14年を経過しており、現状に則した基準値を用いて目標値を策定してはいかがでしょうか？2008年度からの環境負荷の実績をグラフ化すると環境負荷の改善度が容易に分かり、今後の目標も策定しやすくなると思うので、グラフを作成することを推奨します。</p> <p>→目標値に関連する実績値など、統一性が取れるもの（「1. 産業廃棄物の収集運搬量／棒グラフ」、「5. 購入電力量／棒グラフ、及び購入電力量作成時に発生する二酸化炭素排出量／棒グラフ」及び「すべてエネルギー源の二酸化炭素排出量の経年変化／棒グラフ」）については、従前から作成しており添付ファイルにて提出。他の、営業車両の使用するガソリン、収集運搬車、重機の使用する軽油等の燃料等についても、様々な資料、グラフ化したものがあり、これらも現地調査時にみていただいた結果、当面今のままでいいとされた。</p> <p>・“実績値に応じて基準年度（基準値）を変更され実情に合った環境経営活動に取り組まれていることは評価いたしますが、EA21は環境負荷の改善活動が基本なので、目標値が「維持活動もしくは昨年と同一値」となっていると判定委員会に説明が必要です。改善活動をどのように進めようかとされているのかを現地審査にてご指示下さい。”</p> <p>→収集運搬車両、重機等は、古くなるにつれていくらか整備をしてもそれ自身の劣化により燃費が低下するのが常です。したがって、このようなものが主体となる目標値は、その数値を維持すること自体が、改善活動であると考えられる。</p> <p>また、なんらかの原因で継続して目標値を下回り、適切な改善策が策定できない場合は、当面現状維持を最低限の目標として設定することを回答し、了承を得た。</p>	同上

		<p>⑤ 環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況及びその評価結果 (要求事項13)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“3. 重機用燃料の実績 (誤記?実績値と評価欄の1行目): 18.43→14.7kg-CO2/t”</li> <li>・“6. リサイクル率実績 (誤記?実績値と評価欄の1行目): 1.9→3.0”</li> </ul> <p>→18.43 kg-CO2/t は 14.7kg-CO2/t 及び 1.9 は 3.0 の誤記です。「環境経営レポート VII 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価」の該当場所を修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“5. 「購入電力増加の原因は現在も究明中」と記載されていますので、「是正処置の記録」を発行して原因究明が終了していないことを明確にはいかがでしょうか?購入電力のCO2排出量はCO2排出総量の3.2%なのでそこまでやるかということもありますが。”</li> </ul> <p>→夏の暑さ、冬の寒さなどの気候の著しさ(エアコンを使用しない快適な春、秋の短縮)などによるエアコン使用の増加等が原因かと推察しているが、もう少し経年的変化を精査しないと判断できない。社員の健康管理のためには、エアコン使用増加もやむを得ない。指摘のとおりそのエネルギー比もすくないので、あえて「是正処置」対象としないと説明し、了承された。・“12. 地下水使用量実績: 基準年(平成30年(2018年))の電力1は何kWhですか? 300m3との因果関係を現地審査でお聞かせください。”</p> <p>→環境経営レポート(令和4年度)の「12. 地下水使用量実績」の欄を以下のように書き換えましたことを伝え、了承された。</p> <p>「地下水使用量(300m<sup>3</sup>)の維持の目標を達成出来た(地下水の汲み上げ、他に使用する電力購入量(電力1)は、平成29年度11,067 Kwh、平成30年度17,175Kwh、令和元年度12,436 Kwh、令和2年度10,799 Kwh、令和3年度10,27Kwh、そして令和4年度11,014 Kwhと推移しており、汲み上げポンプが不調で過剰汲み上げがあったことが判明している平成30年度以外は、概ね11,000 Kwhほどとなっている。また、この電力1のうち地下水の汲み上げ以外に使用されるエアコンは、近年の夏季の暑さ、冬季の寒さ対策のため令和元年に設備が増加(1台→2台)しており、その電力使用量は増加傾向にある。したがって、地下水汲み上げ量(=地下水使用量)は、平成30年度実績300m<sup>3</sup>より少ないと推定できる。</p> <p>⑥ 環境関連法規などの取りまとめ(一覧表など) (要求事項5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“注: 橙字は第7回中間審査の指摘事項を参考に修正及び加筆」と記載することで対応した、と認識してよろしいでしょうか?今後もこのように記載されるとかंगाえてよろしいでしょうか?現地審査にてお伺いします。”</li> </ul> <p>→「環境関連法規の遵守評価結果(令和4年度)、上期評価2022/12/24、下期評価2023/12/1」を現地調査時に提出、今後もこのように記載するとして、了承された。</p> <p>⑧ 実施体制(組織図に役割などを記したのもでも可) (要求事項7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“前回の審査で「従業員」の役割を追記していただいたのですが、削除されたのですか?現地審査にてお伺いします。”</li> </ul> <p>→前回の審査で「従業員」の役割を追記したのに、ミスで削除してしまいました。「経営環境レポート(令和4年度版) I 組織の概要 環境経営システム組織」に再度追記しました。</p> <p>⑫ 外部からの苦情などの受付状況及び対応結果 (要求事項9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“2通とも「クレームの内容」、「調査の結果」について責任者の署名がありません。記載して確認したことを明確にすべきと思います。”</li> </ul> <p>→送付したのはその原稿ファイルで空欄でしたが、現本では担当者、管理責任者欄に確認の捺印があり、これを現地調査時提示、了承された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“「4-02」においては「クレーム等処置の報告」の内容が「クレーム内容」と整合していないような気がするのですが、現地審査にてご教示下さい。”</li> </ul> <p>→「4-02」では、「クレーム等処置の報告」の内容が「クレーム等の(原因)調査の結果の3、4行目に記載され、「クレーム等処置の報告」には間違った内容が記載されていました。これらを修正、記載しなおしました「4-02」を現地調査に提示、了承された。</p>	
--	--	--	--



○	⑦ 前回までの社長による全体の取組状況及び取組状況評価と見直し・指示のフォローアップ状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エコアクション21 第7回更新審査、現地審査実施日 2024/2/23」におけるA判定（改善事項）1件、B判定（軽微な不適合）1件に対処し、環境経営システムを以下のとおり是正、改善した。“”内は指摘内容）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・A-1 【14. 代表者による全体の評価と見直し・指示】 令和4（2022）年度の「代表者の見直し」は2023年12月1日と、令和5（2023）年度が始まってから8ヶ月目に実施されています。2017年度版ガイドラインでは、「代表者の見直し」の実施時期については明確な要求はありませんが、環境経営目標等の変更の必要性についての判断と指示を求めていますので、次年度の早い時期に実施することが暗に求められています。また、当社の「環境経営システムの28/31 ページには「少なくとも年1回（翌年度の始め）を定例に」実施すると書かれています。そこで、「代表者の見直し」は「次年度の始め（たとえば3ヶ月以内）に実施するよう改善するとよいです」 対応策（協議内容）→今後は翌年度開始後3ヶ月以内に「代表者の見直し」を実施します。</li> <li>・B-1 “廃掃法12条の三には、産業廃棄物排出者は翌年度の6月までに「産業廃棄物管理票交付状況報告書」を都道府県知事知事（又は政令都市市長）に提出することが定められていますが、令和4年度に排出した産業廃棄物（1件）について当該報告書が提出されていませんでした。速やかに提出してください。” 対応策→（1. 発生の原因：当該報告書を提出することは認識していましたが、件数が1件と少量だったため、失念しておりました。 2. 是正処置の内容）：令和4年度分の当該報告書を2024年3月中に提出します。</li> </ul> </li> <li>・「出来る限りの機会を糧にEMSの更なる有効性を図れ」 →検討の項目名「⑥ 環境経営システムの改善状況」の右欄に同じ。</li> <li>・「目標の達成を図るよう努力せよ」 →検討の項目名「① 環境経営目標の達成状況、環境活動計画の実施及び運用結果」の右欄の提出資料「環境目標の実績並びに環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容（令和5年度）、2024/9/30」参照</li> <li>・「運転中を含め作業中の事故防止に努めよ」 →運転及び積替・一時保管作業中の事故防止に努めた結果、令和5年度中（2022年5月～2023年4月）事故は1件も発生しなかった</li> </ul>	同上
	⑧ 環境パフォーマンスの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「当社ホームページ：http://atomplant.com、2012/7/10公開、最新更新2024/9/30</li> <li>・「AED 30331 環境経営レポート（令和5年度）、2024/9/30」</li> </ul>	同上
社長による評価及び見直し（指摘・指示事項）			
環境方針、環境経営目標及び環境経営計画、実施体制の変更の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社環境経営システム（EMS）をエコアクション21 第7回更新審査結果に基づき改正、EMS及びそのプロセスの有効性の改善を図ったこと、ご苦勞様。これからも出来る限りの機会を糧に、更なる有効性の改善を図れ。</li> <li>・産業廃棄物の収集運搬量は、12,996tと若干2%減少したが概ね一昨年度13,242t、昨年度13,260t並みで目標値17,258tを約25%下回り、目標を達成出来なかった。これら低下は、一昨年度以来、日本のみならず全世界を襲った新型感染症コロナの大蔓延に伴う建設業界の大不況の影響によるは、私もよく理解しており、この大災害の中、当社の「産業廃棄物の収集運搬量」は目標値の約23%減に抑えられたのは、全社員の努力のたまものと感謝している。</li> <li>・それ以外の目標も、ほとんどの項目で目標達成とのこと各担当者の努力の成果と評価する。若干の未達成項目を含め、来期にも達成出来るよう担当者始め各人努力せよ。</li> <li>・今期も収集運搬中を含め各種作業中の事故も無かったことは喜ばしい。来期も無いよう努力せよ。</li> <li>・以上の今期の取組状況、成果から判断すると、環境方針、環境経営目標及び環境経営計画、実施体制の変更の必要性は無い。</li> </ul>		
(報告、指摘及び指示事項のサイン)	2024年9月30日	代表取締役社長	柏原 義明